

第2節 米軍訓練水域及び空域

1 水域及び空域の現状

本県には、前述の米軍基地のほか、それに関連して米軍の訓練及び保安のための水域（27箇所）及び空域（20箇所）が設定されている。

空域の数については、昭和47年6月15日の防衛施設庁告示第12号で「15」とされてきたが、平成9年3月25日に公表された施設分科委員会覚書（いわゆる5.15メモ）により、さらに5箇所の空域（北部訓練場空域、キャンプ・シュワブ空域、キャンプ・コートニー空域、キャンプ・マクトリアス空域、ホワイト・ビーチ地区空域）が設定されていることが明らかになった。

この5箇所の空域以外の水域及び空域は、施設・区域として告示されているが、これは我が国の領域内に限らず、領域外（公海・上空）にまで位置しており、領域外（公海・上空）にある区域については、本来の「施設・区域」とはその法的性格を異にするとされている。要するに、航空機及び船舶が公海（上空）を航行することは、原則として公海自由の原則に基づき自由であって、日本政府による区域の指定については国際法的な効力はなく、また、国内的にも刑事特別法の適用は及ばないが、ただ、日本国民の生命、財産を保護するためのものであると解されている。

訓練水域では、艦対空、艦対艦、空対空の各射撃訓練及び空対艦射爆撃訓練、空対地模擬計器飛行訓練、船舶の係留、その他一般演習等が日常的に行われている。また、それぞれの区域で、常時又は使用期間中立入禁止、船舶の停泊、係留、投錨、潜水及び網漁業並びにその他すべての継続的行為の禁止等の制限・禁止が行われている。

なお、いわゆる漁業操業制限法に基づき、船舶の操業の制限または廃止により、当該水域において従来適法に漁業を営んでいた者が漁業経営上の損失を被った場合には、適正に補償されることになる。

また、各訓練空域においては、空対空、艦対空、空対地、空対艦の各射爆撃訓練等が行われている。これら20箇所の空域設定により、民間航空機の運行や空港建設にも少なからず影響を与えている。

このように、沖縄周辺には、27箇所の水域と20箇所の空域が米軍の管理下におかれ、様々な制限が設けられているため、その結果、陸地だけでなく、海も空も自由に使えない状況になっている。

2 沖縄における航空交通管制

沖縄の空は、前述の訓練空域以外にも、航空交通管制の問題がある。

沖縄の航空交通管制、いわゆる「空の交通整理」は、復帰後も「沖縄における航空交通管制（昭和47年5月15日、日米合同委員会合意事項）」に基づき米軍の管轄となっていたが、昭和49年5月には我が国に返還され、運輸省（現「国土交通省」）（那覇航空交通管制部）の管轄となった。

ところが、嘉手納飛行場及び那覇空港等の進入管制業務（嘉手納を中心に半径約50海里（約92.6キロメートル）、高度20,000フィート（6,096メートル）までの空域と、久米島より半径30海里（約55.6キロメートル）、高度5,000フィート（1,524メートル）までの空域）については、引き続き、米軍によって実施されていた。これが、いわゆる嘉手納ラップコン（R A P C O N : RADAR APPROACH CONTROL）と呼ばれるものである。

これは、那覇空港に近接して嘉手納及び普天間飛行場が位置していることから、航空交通の安全を確保するため、進入管制業務が一元的に実施される必要があったためにとられていた暫定措置であり、米軍による進入管制業務は、国際民間航空機関（I C A O）基準に準拠して実施されていた。

ラップコンの管理運用から生じた事故としては、平成6年7月13日、嘉手納ラップコンの機器が故障し、進入管制を行うことができなくなり、那覇空港及び久米島空港の民間航空機の離発着に遅れが生じるなどの影響が出た。また、平成11年11月11日、建設作業員がケーブルを切断し、嘉手納ラップコンが1日間機能停止の状態となる事故が発生し、平成12年2月13日には、計画されていた点検による嘉手納ラップコンのレーダー停止が、米軍の事務手続上のミスで、航空関係者に対する事前の情報提供が適切に行われない事態が発生した。更に、平成17年6月14日には、空港監視レーダーの故障が発生している。

嘉手納ラップコンの返還については、平成12年3月16日の当時のコーラン国防長官の「米軍の運用上の所要が満たされることを前提に日本側への返還に同意する」旨の発言以来、日米間で返還の早期実現に向けた協議が行われ、平成16年12月10日の日米合同委員会で、概ね3年後の日本側への移管を目指し、具体的な計画（日本側管制官の訓練）が承認された。その後、平成22年3月18日の日米合同委員会で「沖縄本島上空及び周辺の進入管制業務を米国から日本に移管する」ことが承認され、同年3月31日をもって移管された。

3 ACMI（航空機戦技訓練評価装置）について

ACMI (Air Combat Maneuvering Instrumentation) の問題は、昭和56年8月に、米軍側が日本側に対し、航空機戦技訓練評価装置のため新たな訓練空域を設定するよう要請したことから始まった。

ACMI 装置は、最新のエレクトロニクス、通信及びコンピューター技術を駆使して、刻々即時に航空機の位置、姿勢等を把握、評価することにより、従来以上に搭乗員の戦技向上を図ることを目的として開発されたものであり、航空機対航空機の訓練を一定の空域内において、高々度で、実弾を一切使用せずに効率的かつ安全に実施することを可能とする訓練装置である。

県では、沖縄周辺における民間航空機や船舶の安全航行の確保の面から、昭和58年1月、政府に対し「空中戦闘技量評価装置の設置について、極力既存訓練空域を活用すること」等を要請した。

政府は、ACMI 空域の設置について、①民間航空機の航行の安全が確保され、既存の民間航空路の流れを変えないこと。②VOR 航空路設定にあたって支障のある訓練空域を削減すること。③ACMI 空域と同等以上の既存訓練空域を削減すること等を基本的な考え方として米側と折衝した。

その結果、基本的に合意に達し、昭和59年10月5日、アルファ区域として新規の指定空域・水域が決定された。

告示では、水域の使用開始が昭和59年11月1日、空域の使用開始が昭和60年4月1日となった。

その後、平成7年9月27日に開催された日米合同委員会において、航空機戦技訓練評価装置の廃止が承認され、これに伴い、平成7年9月30日、アルファ水域が解除された。

なお、アルファ空域については、現在も残されたままである。

【資料1】

昭和47年5月
外務省

沖縄における航空交通管制

昭和47年5月15日、日米合同委員会において、次のように合意された。

1. 沖縄における航空交通管制組織を運用管理する権限は、日本国政府に帰属する。
2. 沖縄飛行情報区（F-R）は東京飛行情報区と分離して存置させる。
3. 日本国政府は、施政権返還と同時に、那覇空港の航空交通管制業務、及び沖縄飛行情報区における航空通信業務の運用並びに離島空港の航空施設（航空保安施設及び航空通信施設）の運用管理を行なう。これに必要な航空施設（那覇航空管制塔、同 ILS 等）は、米国政府から日本政府に移転される。
4. 日本国政府は、施政権返還後、2年以内に所要の航空管制及び保安施設の整備運用を行なうことにより、沖縄飛行情報区における航空交通管制業務の運用を行なう。それまでの間は暫定的に米国政府が ICAO 基準に準拠した方式により、航空交通管制業務を実施する。

但し一部の航空保安施設（航空路用 NDB 及び VORTAC）については、施政権返還後、1年以内に日本国政府が運用管理する。

なお、米国政府は、必要な日本政府職員の訓練等について、協力する。

5. 米国政府は、地位協定の規定により使用を認められた飛行場に関する航空交通管制業務を実施する。

なお、那覇空港に近接して嘉手納飛行場が位置していることから、これら区域における航空交通の安全を確保するためには、単一の施設によって進入管制を行なう必要があるので日本国政府がこれら飛行場のレーダー進入管制業務を行なうまで暫定的に米国政府が那覇空港の進入管制業務を実施するものとする。

6. 右の合意事項の他、昭和27年6月及び昭和34年6月の合意（今後行なわれる改正を含む）が適用される。

【資料2】

昭和50年6月
外務省

航空交通管制（改正）

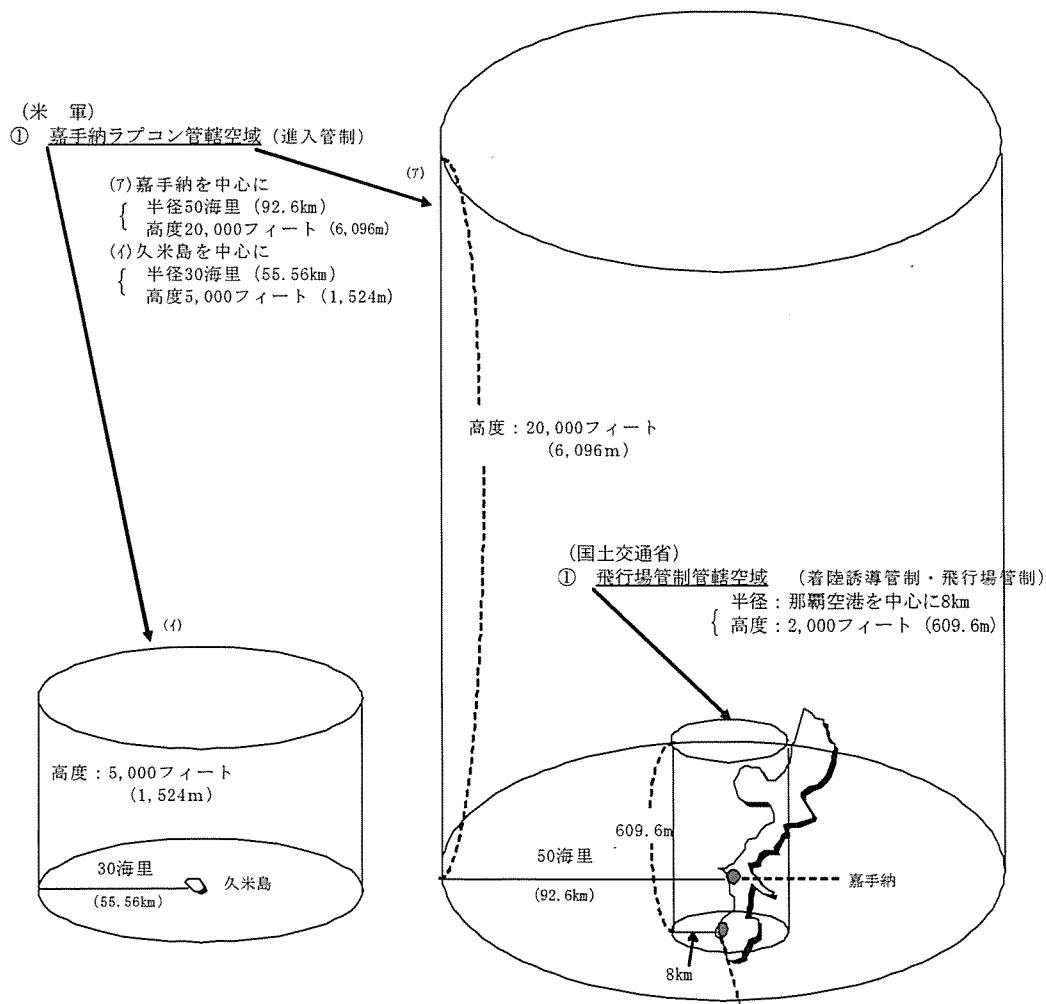
昭和50年5月の日米合同委員会において次のように合意された。

1. 日本国政府は、米国政府が地位協定に基づきその使用を認められている飛行場およびその周辺において引き続き管制業務を行うことを認める。

2. 米国政府の行う右管制業務の方式および最低安全基準は少なくとも I C A O 基準と同等なものとする。
 3. 米国政府は、右管制業務が必要でなくなった場合には、日本政府に対して事前通報を行った上で、これを廃止する。
 4. 日本政府は、米国政府の要請に応じ、防空任務に従事する航空機に対しては、航空交通管制上の便宜を図る。
 5. 米国政府は、軍用機の行動のため空域の一時的留保を必要とする時は、日本側が所要の調整をなしうるよう、十分な時間的余裕をもって、その要請を日本側当局に対して行う。
 6. 航空交通管制に関する昭和27年6月および昭和34年6月の合意は失効する。航空機の事故調査および捜索救難に関する昭和27年の合意は別個の合意により終了、代替又は修正されるまで有効とする。
- (注：在日米軍による測図飛行、第3国機飛来の許可に関する米軍との協議、気象情報の交換、保安管制等にかかる規定は削除された)

航空交通管制

(国土交通省)
③ 航空路管制管轄空域 { ① 飛行場管制管轄空域
② 嘉手納ラブコン管轄空域 } 以遠の空域 (那覇 F I R)



(注) 半径、高度の尺度比は同じでない。

上記図は概念図である。また、(ア)と(イ)は一部重なるものである。

◆ 沖縄周辺の米軍訓練水域・空域

三

米軍訓練水域一覧

訓練水域名	面積 (km ²)	位置 (領海等 区分)	使用目的	制限内容
1. 北部 訓練場	1. 21	国頭村 東海岸 (領海)	本区域は上陸訓練 のために使用され る。 使用時間は年120日 を超えない。	(1) 本区域が使用されていない時には、 漁業又は船舶の航行に制限はない。 (2) 本区域が使用されている時であつ ても、その使用を妨げない限り、漁 業又は船舶の航行に制限はない。 (3) 本区域を使用する際は、原則とし てその15日前(遅くとも7日前)に 予告する。
2. 奥間 レスト・ センター	0. 15	国頭村 赤丸岬 海岸 (領海)	本区域は、陸上の 施設及び区域の保 安のために使用さ れる。	常時立入りを禁止する。
3. キャン プ・シュ ワブ	115. 10	名護市 東海岸 (領海)	(1) 第1区域は、 陸上の施設及 び区域の保 安のために使 用される。 (2) 第2区域か ら第5区域ま では、水陸両 用訓練のため に使用される。 (3) 臨時制限区 域は、陸上施 設及び普天間 飛行場代替施 設の建設に係 る区域の保 安並びに水陸両 用訓練のため に使用される。 ※臨時制限区域は、 第1区域から第 5区域のうち、 普天間飛行場代 替施設の埋立工 事等の施工区域 の外周に囲まれ る区域。	(1) 第1区域は、常時立入りを禁止す る。 (2) 第2区域は、常時立入りを禁止す る。ただし、本区域の使用を妨げな い限り小規模漁業(網漁業を除く)に 制限はない。 (3) 第3区域 ア. 本区域は、船舶の停泊、係留、 投錨及び潜水並びにその他すべて の継続的行為を禁止する。ただし、 本区域の使用を妨げない限り漁業 に制限はない。 イ. 本区域を使用する際は、原則と してその15日前(遅くとも7日前) に予告する。 (4) 第4区域は、潜水その他のすべて の継続的行為を禁止する。ただし、 本区域の使用を妨げない限り漁業 (網漁業を除く)及び船舶の航行に 制限はない。 (5) 第5区域 ア. 本区域の使用を妨げない限り漁 業(網漁業を除く)及び船舶の航 行に制限はない。 イ. 本区域を使用する際は、その都 度通告する。通告方法は、現地段 階で調整する。 (6) 臨時制限区域は、常時立入りを禁 止する。
4. 辺野古 弾薬庫	0. 90	名護市 東海岸 (領海)	本区域は、陸上の 施設及び区域の保 安のために使用さ れる。	本区域は、継続的投錨、破壊及び建設又 はこれらに類する行為を禁止する。ただ し、漁業に制限はない。
5. キャン プ・ハン セン	0. 22	宜野座村 海岸 (領海)	本区域は、水陸両 用訓練のために使 用される。	(1) 本区域を使用する際は、その都度通 告する。通告方法は、現地段階で調整 する。 (2) 本区域の使用を妨げない限り漁業 及び船舶の航行に制限はない。

訓練水域名	面積 (km ²)	位置 (領海等 区分)	使用目的	制限内容
6 . 金武 レッド・ ビーチ訓 練場	1.88	金武町 海岸 (領海)	(1) 第1区域は、 陸上の施設及 び区域の保安 のために使用 される。 (2) 第2区域は、 水陸両用訓練 のために使用 される。 (3) 第3区域は、 停泊船舶の保 安のために使 用される。 (4) 第4区域は、 船舶の出入り のために使用 される。	(1) 第1区域は、常時立入りを禁止す る。 (2) 第2区域 ア. 本区域は、船舶の停泊、投錨及 び潜水並びにその他のすべての継 続的行為を禁止する。ただし、本 区域が使用されていない時には、 漁業及び船舶の航行に制限はない。 イ. 本区域を使用する際は、その都 度通告する。通告方法は、現地段 階で調整する。 (3) 第3区域 ア. 本区域は、使用期間中立入りを 禁止する。 イ. 本区域を使用する際は、その都 度通告する。通告方法は、現地段 階で調整する。なお、本区域を使 用する際は、原則として48時間前 (遅くとも24時間前) に本区域内 のランプに赤旗を掲げる。 (4) 第4区域 ア. 本区域は、使用期間中立入りを禁 止する。 イ. 本区域を使用する際は、その7 日前に予告する。
7 . 金武 ブルー・ ビーチ訓 練場	2.98	金武町 海岸 (領海)	(1) 第1区域は、 陸上の施設及 び区域の保安 のために使用 される。 (2) 第2区域及 び第3区域は、 水陸両用訓練 のために使用 される。	(1) 第1区域は、常時立入りを禁止す る。 (2) 第2区域及び第3区域が使用され ていない時には、漁業又は船舶の航 行に制限はない。 (3) 第2区域及び第3区域が使用され ている時であっても、その使用を妨 げない限り漁業(定置網を除く) 又 は船舶の航行に制限はない。 (4) 第2区域を使用する際は、その都 度通告する。通告方法は、現地段階 で調整する。 (5) 第3区域を使用する際は、その7 日前に予告する。
8 . 天願桟 橋	6.25	うるま市 海岸 (領海)	(1) 第1区域は、 陸上の施設及 び区域の保安 のために使用 される。 (2) 第2区域は、 船舶の保安及 び停泊のため に使用される。	(1) 第1区域は、常時立入りを禁止す る。 (2) 第2区域 ア. 本区域は、混雑によりやむを得 ない場合を除き、停泊又は係留中 の船舶から100m以内に接近するこ とを禁止する。 イ. 本区域は、常時網漁業を禁止す る。 (3) 第1区域及び第2区域において弾 薬の積込み又は積み降ろしを行う時 は、その都度通告する。弾薬の積込

訓練水域名	面積 (km ²)	位置 (領海等 区分)	使用目的	制限内容
				み、積み降ろしを行う際は、原則としてその48時間前（遅くとも24時間前）に赤旗を掲げる。
9. キャンプ・コートニー	1.47	うるま市 海岸 (領海)	(1) 第1区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される。 (2) 第2区域は、水陸両用訓練のために使用される。	(1) 第1区域は、常時立入りを禁止する。 (2) 第2区域 ア. 本区域を使用する際は、その都度通告する。通告方法は、現地段階で調整する。 イ. 本区域の使用期間中船舶の停泊、係留、投錨及び潜水並びに網漁業又はその他のすべての継続的行為を禁止する。ただし、一本釣漁業は、本区域の使用を妨げない限り制限はない。
10. トライ通信施設	0.21	読谷村 海岸 (領海)	本区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される。	本区域は、継続的投錨、破壊及び建設又はこれらに類する行為を常時禁止する。ただし、漁業に制限はない。
11. 嘉手納飛行場	0.48	嘉手納町海岸 (領海)	(1) 第1区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される。 (2) 第2区域は、航空機の離着陸及び小型舟艇の出入りのために使用される。	本区域は、航空機の離着陸及び小型舟艇の出入りを妨げる建設又はこれらに類する行為は禁止する。ただし、漁業に制限はない。
12. 泡瀬通信施設	1.13	沖縄市 海岸 (領海)	(1) 第1区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される。 (2) 第2区域は、通信の保安のために使用される。	(1) 第1区域は、建設又は継続的投錨を禁止する。ただし、漁業に制限はない。 (2) 第2区域は、米軍の船舶の通信に支障を及ぼさない限り浚渫、建設等の工事、漁業及び船舶の航行に制限はない。
13. ホワイト・ビーチ地区	323.69	うるま市 海岸 (領海)	(1) 第1区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される。 (2) 第2区域は、港湾施設として使用される。 (3) 第3区域及び第4区域は、船舶の停泊、投錨及び操船	(1) 第1区域は、常時立入りを禁止する。 (2) 第2区域 ア. 本区域は、混雑によりやむを得ない場合を除き、停泊又は係留中の船舶から100m以内に接近することを禁止する。 イ. 本区域の使用を妨げない限り漁業（網漁業を除く）に制限はない。 (3) 第3区域及び第4区域 ア. 本区域における一般船舶の航行は認められる。ただし、混雑によ

訓練水域名	面積 (km ²)	位置 領海等 区分	使用目的	制限内容
			<p>のために使用される。</p> <p>(4) 第1標的発射回収区域は、標的機の発射の保安のために使用される。</p> <p>(5) 第2標的発射回収区域は、標的機の回収のために使用される。</p>	<p>り、やむを得ない場合を除き、米軍の船舶から100m以内に接近することを禁止する。</p> <p>イ. 本区域が使用されていない時には、漁業に制限はない。</p> <p>ウ. 本区域が使用されている時には、網漁業及び本区域の使用を妨げるおそれのある継続的行為を禁止する。</p> <p>エ. 本区域を使用する際は、可能な限りすみやかに現地調整を行う。</p> <p>(4) 第1標的発射回収区域 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。ただし、漁業、潜水等については現地段階で調整する。</p> <p>(5) 第2標的発射回収区域 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。</p>
14. 那覇港湾施設	0.14	那覇港 (内水)	本区域は、港湾として使用される。	本区域は、常時立入りを制限する。ただし、第2区域については、合衆国軍隊の活動を妨げない限り一般船舶の航行は認められる。
15. 陸軍貯油施設	0.98	うるま市海岸 (領海)	<p>(1) 第1区域及び第5区域は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される。</p> <p>(2) 第2区域、第3区域及び第4区域は、貯油施設の一部として使用される。</p>	<p>(1) 第1区域は、常時立入りを禁止する。</p> <p>(2) 第2区域 ア. 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。</p> <p>イ. 本区域が使用されていない時であっても、投錨、浚渫、曳網、建設及び破壊等貯油施設を損傷するおそれのある行為を禁止する。ただし、漁業（曳網を除く）に制限はない。</p> <p>ウ. 本区域で船舶がモノブイに係留されている時、許可された船舶又は人員以外はモノブイから366m以内を通過してはならない。</p> <p>(3) 第3区域 ア. 本区域内に船舶が係留中は、その船舶から100m以内に接近することを禁止する。</p> <p>イ. 本区域は、投錨、浚渫、曳網、建設及び破壊等貯油施設を損傷するおそれのある行為を禁止する。ただし、漁業（曳網を除く）に制限はない。</p> <p>(4) 第4区域は、投錨、浚渫、曳網、建設及び破壊等貯油施設を損傷するおそれのある行為を禁止する。ただし、漁業（曳網を除く）に制限はない。</p>

訓練水域名	面積 (km ²)	位置 (領海等 区分)	使用目的	制限内容
				い。 (5) 第5区域は、継続的投錨、破壊及び建設又はこれらに類する行為を禁止する。ただし、漁業に制限はない。 (6) 第2区域、第3区域を使用する際は、7日前に予告する。
16. 浮原島訓練場	1.96	浮原島 海岸 (領海)	本区域は、水陸両用訓練のために使用される。 使用時間は、年180日をこえない。	(1) 本区域が使用されていない時には、漁業又は船舶の航行に制限はない。 (2) 本区域が使用されている時であっても、その使用を妨げない限り漁業又は船舶の航行に制限はない。 (3) 本区域を使用する際は、その7日前に予告する。
17. 津堅島訓練場	9.45	津堅島 海岸 (領海)	本区域は、水陸両用訓練のために使用される。	(1) 本区域が使用されていない時には、漁業又は船舶の航行に制限はない。 (2) 本区域が使用されている時であっても、その使用を妨げない限り、漁業又は船舶の航行に制限はない。 (3) 本区域を使用する際は、その7日前に予告する。
小計 (陸上施設 関連水域) 17水域	468.20			
18. 伊江島補助飛行場	26.90	伊江島 海岸 (領海)	(1) 第1区域 は、陸上の施設及び区域の保安のために使用される。 (2) 第2区域 は、空対地射爆撃訓練、パラシュート訓練及び重量物の投下訓練のために使用される。	(1) 第1区域は、継続的投錨、破壊及び建設又はこれらに類する行為を禁止する。ただし、漁業に制限はない。 (2) 第2区域 ア. 本区域は、使用期間中立入り及び陸上の標的の使用を妨げる建設又はこれらに類する行為を禁止する。ただし、漁業は、現地調整のうえ認められる。 イ. 本区域を使用しない時には、その3日前に予告する。
19. 鳥島射爆撃場	96.89	鳥島 海岸 (領海)	本区域は、空対地射爆撃訓練のために使用される。	(1) 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。 (2) 本区域は、毎日6時～24時までの間使用される。 (3) 本区域を使用しない時には、その3日前に予告する。 (4) 漁業者が盛漁期間中、本区域を最大限に利用できるよう現地段階で使用の調整を行う。
20. 出砂島射爆撃場	42.87	出砂島 海岸 (領海)	本区域は、空対地射爆撃訓練のために使用される。	(1) 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。 (2) 本区域は、月曜日～土曜日までの

訓練水域名	面積 (km ²)	位置 (領海等 区分)	使用目的	制限内容
				間の6時～23時までの間使用される。 (3) 本区域を使用しない時には、その3日前に予告する。 (4) 本区域における漁業及び廃棄金属回収のための立入りは、現地において相互に合意された場合には認められる。
21. 久米島射爆撃場	10.78	久米島町 海岸 (領海)	本区域は、空対地射爆撃訓練のために使用される。	(1) 本区域は、使用期間中漁業を禁止する。ただし、船舶の航行は認められる。 (2) 標的の使用を妨げる建設及びこれに類する行為を禁止する。 (3) 本区域は、月曜日～土曜日までの間の6時～23時までの間使用される。
22. 黄尾嶼射爆撃場	0.35	黄尾嶼 海岸 (領海)	本区域は、空対地射爆撃訓練のために使用される。	(1) 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。 (2) 本区域は、原則として7時～17時までの間において使用される。 (3) 本区域を使用する際は、原則としてその15日前(遅くとも6日前)に予告する。
23. 赤尾嶼射爆撃場	269.21	赤尾嶼 海岸 (領海)	本区域は、艦対地射撃及び空対地射爆撃訓練のために使用される。	(1) 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。 (2) 本区域を使用する際は、原則としてその15日前(遅くとも6日前)に予告する。
24. 沖大東島射爆撃場	268.10	沖大東島 海岸 (領海)	本区域は、艦対地射撃及び空対地射爆撃訓練のために使用される。	(1) 本区域は、使用期間中立入りを禁止する。 (2) 本区域を使用する際は、原則としてその15日前(遅くとも6日前)に予告する。
25. ホテル・ホテル訓練区域	20,842.89	沖縄本島 東方海上 50km (領海 公海)	本区域は、艦船及び航空機の普通火器を使用する艦対空、艦対艦、空対空の射撃及び空対艦の射爆撃訓練のために使用される。	(1) 本区域は、使用期間中、船舶の立入りを禁止する。ただし、使用されていない時は、立入りを制限しない。 (2) 本区域は、毎日6時～20時まで(その他発表される他の時間を含む。)の間において使用される。 (3) 本区域を使用する際は、原則としてその15日前(遅くとも5日前)に予告する。
26. インディア・インディア訓練区域	23,399.10	沖縄本島 東南海上 330km (領海 公海)	本区域は、艦船及び航空機の普通火器を使用する艦対空、艦対艦及び空対空の射撃訓練のために使用される。	(1) 本区域は、使用期間中、船舶の立入りを禁止する。ただし、使用されていない時は、立入りを制限しない。 (2) 本区域は、毎日6時～18時までの間において使用される。 (3) 本区域を使用する際は、原則としてその15日前(遅くとも5日前)に予告する。

訓練水域名	面積 (km ²)	位置 (領海等 区分)	使用目的	制限内容
27. マイク ・マイク 訓練区域	9,512.65	沖縄本島 東南海上 120km (公海)	本区域は、艦船及び航空機の普通火器を使用する艦対空、艦対艦、空対空の射撃及び空対艦の射爆撃訓練のために使用される。	(1) 本区域は、使用期間中、船舶の立入りを禁止する。ただし、使用されていない時は、立入りを制限しない。 (2) 本区域は、毎日6時～18時までの間において使用される。 (3) 本区域を使用する際は、原則としてその15日前（遅くとも5日前）に予告する。
小計 (海上演習場) 10水域	54,469.74			
合計 27水域	54,937.94			

注1：この資料は防衛施設庁告示第12号（昭和47年6月15日）、内閣府告示第29号（平成14年6月28日）及び沖縄防衛局の資料に基づいて作成した。

注2：制限区域については、内閣府告示第29号（平成14年6月28日、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協定及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律第1条の規定により、漁船の操業を制限又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定めた告示」（いわゆる「漁船操業制限告示」、昭和36年4月1日総理府告示第9号）の一部を改正するもの）において、緯度・経度が示されている。

米軍訓練空域一覧

訓練空域名	面積 (km ²)	位置 (領空等区分)	使用目的	使用時間	高度制限
1. 伊江島 補助飛行場	1,025.89	伊江島周辺 〔領空〕 〔公空〕	本区域は、空対地射爆撃訓練及び重量物投下を含むパラシュート訓練のために使用される。	月曜日～金曜日の6時～23時、土曜日の6時～12時、17時～21時30分まで。（空対地射爆撃訓練）	第1区域は、4,670m (15,000フィート) まで。 第2区域は、3,972m (13,000フィート) まで。
2. 鳥島射爆撃場	269.25	鳥島周辺 (領空)	本区域は、空対地射爆撃訓練のために使用される。	6時～24時まで。	4,670m (15,000フィート) まで。
3. 出砂島射爆撃場	506.88	出砂島周辺 (領空)	本区域は、空対地射爆撃訓練のために使用される。	月曜日～土曜日の6時～23時まで。	4,670m (15,000フィート) まで。
4. 久米島射爆撃場	368.64	久米島東方 (領空)	本区域は、空対地を想定した計器飛行訓練のために使用される。	月曜日～土曜日の6時～23時まで。	4,572m (15,000フィート) まで。 (4,572m以上はノータム（航空情報）による)
5. 黄尾嶼射爆撃場	0.35	黄尾嶼周辺 (領空)	本区域は、空対地射爆撃訓練のために使用される。	原則として7時～17時まで。	1,216m (4,000フィート) まで。
6. 赤尾嶼射爆撃場	269.25	赤尾嶼周辺 (領空)	本区域は、艦砲射撃及び空対地射爆撃訓練のために使用される。	1日24時間以内で月平均15日(年間180日を超えない)。	1,216m (4,000フィート) まで。
7. 沖大東島射爆撃場	269.25	沖大東島周辺 (領空)	本区域は、艦砲射撃及び空対地射爆撃訓練のために使用される。	1日24時間以内で月平均15日(年間180日を超えない)。	無制限。
8. ホテル・ホテル訓練区域	20,842.89	沖縄本島東方 50km 〔領空〕 〔公空〕	本区域は、艦対艦、艦対空、空対空の射撃及び空対艦の射爆撃訓練のために使用される。	原則として6時～20時まで。	無制限。
9. インディア・インディア訓練区域	23,399.10	沖縄本島東南 330km 〔領空〕 〔公空〕	本区域は、艦対空、艦対艦及び空対空の射撃訓練のために使用される。	6時～18時まで。	無制限。
10.マイク・マイク訓練区域	9,512.65	沖縄本島東南 120km (公空)	本区域は、艦対空、艦対艦、空対空の射撃及び空対艦の射爆撃訓練のために使用される。	6時～18時まで。	無制限。
11.アルファ訓練区域	4,219.79	沖縄本島北東 (公空)	本区域は、空対空の戦技訓練のために使用される。	6時～20時まで。	900m (2,900フィート) 以上18,300m (60,000フィート) 以下。

訓練空域名	面積 (km ²)	位置 (領空等区分)	使用目的	使用時間	高度制限
12. ゴルフ・ゴルフ訓練区域	12,023.27	沖大東島北西 (公空)	本区域は、空対空の射撃訓練のために使用される。	常時使用。 通告はノータム(航空情報)による。	1,216 m (4,000フィート)まで。本空域下の水域における船舶の航行に制限はない。
13. 沖縄北部訓練区域	10,627.93	鳥島北方 (公空)	本区域は、空対空の射撃訓練のために使用される。	常時使用。	無制限。 本空域下の水域における船舶の航行に制限はない。
14. 沖縄南部訓練区域	11,487.00	沖縄本島 南方 (公空)	本区域は、空対空の射撃訓練のために使用される。	常時使用。	無制限。 本空域下の水域における船舶の航行に制限はない。
15. 北部訓練場	77.95	北部訓練場 上空 (領空)	広範囲の有視界飛行による航空機の運用のために使用される。		610m (2,000フィート)まで。
16. キャンプ・シュワブ	135.76	キャンプ・シュワブの上空全部及び第3水域の上空 (領空)	計器訓練及び水陸両用訓練に使用される。	常時使用。	610m (2,000フィート)まで。
17. キャンプ・ハンセン	51.41	キャンプ・ハンセンの上空 及びR-177空域 (領空)	キャンプ・ハンセンの上空は、有視界飛行方法による航空機の運用のため、R-177空域は、空対地訓練のために使用される。	常時使用。	キャンプ・ハンセンの上空は、本施設・区域の上空610m (2,000フィート)まで。 R-177空域は、914m (3,000フィート)まで。
18. キャンプ・コートニー	2.82	キャンプ・コートニーの上空 (領空)			610m (2,000フィート)まで。
19. キャンプ・マクトリアス	0.38	キャンプ・マクトリアスの上空 (領空)	広範囲の有視界飛行による航空機の運用のために使用される。		610m (2,000フィート)まで。
20. ホワイット・ビーチ地区	325.27	ホワイット・ビーチとして使用される地表及び水域の上空 (領空)	有視界飛行による航空機及び標的機の運航のために使用される。		610m (2,000フィート)まで。
20区域	95,415.73				

注：この資料は防衛施設庁告示第12号（昭和47年6月15日）、沖縄防衛局の資料、施設分科委員会覚書（いわゆる5.15メモ）に基づいて作成した。